



2020年4月13日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
福岡リート投資法人
代表者名 執行役員 松雪 恵津男
(コード番号: 8968)

資産運用会社名
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
株式会社福岡リアルティ
代表者名 代表取締役社長 松雪 恵津男
問い合わせ先 財務部長 田村 圭志
TEL. 092-272-3900

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

福岡リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2020年5月26日に開催する本投資法人の第9回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の内容及び理由

本投資法人が資産の運用を委託する株式会社福岡リアルティに対する資産運用報酬につき、資産運用報酬の額と投資主利益との連動性を高めることを目的として、①本投資法人が運用する運用委託資産合計額に連動する運用報酬1の料率を0.3%から0.25%に変更するとともに、②分配可能金額に連動する運用報酬3の料率を2%から3.6%に変更するものです（変更案（別紙））。

現状想定される運用委託資産合計額や分配可能金額を前提として算定される資産運用報酬の金額は、本変更により、若干の減額となる見込みです。

2. 役員選任について

執行役員松雪恵津男、監督役員新道弘康及び川庄康夫の各氏は、2020年5月28日をもって任期満了となるため、執行役員松雪恵津男、監督役員川庄康夫及び田邊俊の各氏の選任（再任含む）についての議案を提出するものです。

また、執行役員及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員江口彰及び補欠監督役員三嶋良英の各氏の選任（再任）にかかる議案を提出いたします。

（役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第9回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3. 本投資主総会に関する日程

2020年4月13日 本投資主総会提出議案の役員会承認
2020年4月28日 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）
2020年5月26日 本投資主総会（予定）

【別紙】第9回投資主総会招集ご通知

以上

*本投資法人ウェブサイトのURL <https://www.fukuoka-reit.jp>

(証券コード 8968)

2020年4月28日

投資主各位

福岡市博多区住吉一丁目2番25号
福岡リート投資法人
執行役員 松雪恵津男

第9回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第9回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2020年5月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第18条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

現行規約第18条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年5月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド・ハイアット・福岡 2階 サボイ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎資源節約のため、ご出席にあたり本「第9回投資主総会招集ご通知」及び後記の投資主総会参考書類をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正事項を本投資法人のウェブサイト (<https://www.fukuoka-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎投資主総会終了後に開催を予定しておりました資産運用会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染防止にできる限り努めるため、中止することといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、開催の可否について慎重に検討を行いましたが、会場での感染防止にできる限り努めることを前提に、予定どおり投資主総会を開催させていただきます。なお、感染防止のために以下の対応を行います。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

- ・本投資法人役員及び運営スタッフは、体調確認の上、原則としてマスクを着用します。
- ・会場にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・投資主総会開催当日までの体調にご留意いただき、特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方等におかれましては、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。
- ・ご出席の際には、会場設置のアルコール消毒液のご利用と、マスクを着用してのご来場などの感染予防対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・投資主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用もご検討ください。

なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新する場合がございますので、適宜本投資法人のウェブサイト (<https://www.fukuoka-reit.jp/>) にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 資産運用会社に対する資産運用報酬の額と投資主利益との連動性を高めることを目的として、①本投資法人の運用する運用委託資産合計額に連動する運用報酬1の料率を0.3%から0.25%に変更するとともに、②分配可能金額に連動する運用報酬3の料率を2%から3.6%に変更するものです（現行規約別紙関係）。
- (2) 上記(1)の規約変更を、本投資法人の第33期営業期間の初日である2020年9月1日から効力を生ずることとするため、その旨規定するものです（第45条関係）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第11章 附則	第11章 附則
(新設)	(変更の効力発生)
	<u>第45条 別紙に係る本規約の変更の効力は、2020年9月1日に生じる。なお、本条の規定は、本条に基づく本規約の変更の効力発生後にこれを削除する。</u>
(別紙)	(別紙)
資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期	資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期
(記載省略)	(現行どおり)

現 行 規 約			変 更 案		
<p>① 運用報酬1</p> <p>本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された資産の部の合計額をいう。以下同じ。）に連動した以下の算式にて算出された金額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。</p>			<p>① 運用報酬1</p> <p>本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された資産の部の合計額をいう。以下同じ。）に連動した以下の算式にて算出された金額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。</p>		
計算期間	計算方法	支払時期	計算期間	計算方法	支払時期
計算期間Ⅰ （直前の決算期の翌日が属する月から3か月の末日までの期間）	直前期末運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表に記載された運用委託資産合計額をいう。以下同じ。） $\times 0.3\%$ \times 当該計算期間の実日数 $\div 365$	計算期間Ⅰ満了日まで	計算期間Ⅰ （直前の決算期の翌日が属する月から3か月の末日までの期間）	直前期末運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表に記載された運用委託資産合計額をいう。以下同じ。） $\times 0.25\%$ \times 当該計算期間の実日数 $\div 365$	計算期間Ⅰ満了日まで
計算期間Ⅱ （計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間）	（直前期末運用委託資産合計額 $+$ 計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額 $-$ 計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額） $\times 0.3\%$ \times 当該計算期間の実日数 $\div 365$	計算期間Ⅱ満了日まで	計算期間Ⅱ （計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間）	（直前期末運用委託資産合計額 $+$ 計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額 $-$ 計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額） $\times 0.25\%$ \times 当該計算期間の実日数 $\div 365$	計算期間Ⅱ満了日まで

現 行 規 約	変 更 案
<p>② (記載省略)</p> <p>③ 運用報酬3 本投資法人の直前の決算期毎に算定される、運用資産から生じる賃貸収益に運用資産の売買損益及び償還差益を加減し、諸経費（減価償却費を含む。）、支払利息、運用報酬1、運用報酬2、運用報酬4を控除した金額の<u>2%</u>に相当する金額（1円未満切捨）とし、決算確定日の属する月の翌月末までに支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が営業期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p> <p>④～⑤ (記載省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>③ 運用報酬3 本投資法人の直前の決算期毎に算定される、運用資産から生じる賃貸収益に運用資産の売買損益及び償還差益を加減し、諸経費（減価償却費を含む。）、支払利息、運用報酬1、運用報酬2、運用報酬4を控除した金額の<u>3.6%</u>に相当する金額（1円未満切捨）とし、決算確定日の属する月の翌月末までに支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が営業期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p> <p>④～⑤ (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員松雪恵津男は、2020年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2020年5月29日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、規約第23条の定めにより、2020年5月29日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2020年4月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は、次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職、並びに 本投資法人における地位及び担当
松 雪 恵 津 男 (1955年8月5日生)	1980年4月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行） 入行
	2004年6月 同行人事部 参事役
	2005年4月 同行管理部長
	2006年7月 福岡地所株式会社出向 開発事業本部副本部長
	2009年7月 福岡地所株式会社入社 同社執行役員 開発事業本部副本部長兼ビル事業部長
	2010年8月 同社執行役員 経理部長兼総務部・財務部担当
	2011年6月 株式会社福岡リアルティ 常務取締役企画部長
	2012年1月 福岡地所株式会社常務執行役員
	2012年6月 株式会社福岡リアルティ 代表取締役社長（現職）
	2014年5月 本投資法人執行役員（現職）

- ・ 執行役員候補者松雪恵津男は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの代表取締役社長を兼務しております。
- ・ 本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員新道弘康及び川庄康夫は、2020年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2020年5月29日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、規約第23条の定めにより、2020年5月29日より2年間とします。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職及び 本投資法人における地位
1	川庄康夫 (1947年1月11日生)	1980年8月 公認会計士・税理士登録 1981年1月 川庄公認会計士事務所開設 (現職) 1987年12月 株式会社クリエイティブ マネージメント コンサルタンツ設立 (現職) 1993年2月 株式会社福岡県人事研究所 (現KS人事研究所) 設立 (現職) 2016年5月 本投資法人監督役員 (現職) 2016年6月 ビジネス・ワンホールディングス株式会社監査役 (現職)
2	田邊俊 (1961年4月15日生)	2000年10月 弁護士登録 2004年6月 株式会社福岡リアルティ コンプライアンス評価委員 (現職) 2010年1月 田邊法律事務所代表弁護士 (現職) 2013年10月 福岡簡易裁判所民事調停官 (非常勤公務員) 2016年4月 福岡市雇用労働相談センター代表弁護士 (現職) 2016年6月 新日本製薬株式会社監査役 (現職) 2018年9月 株式会社プラッツ補欠の監査等委員である取締役 (現職)

- ・ 本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。

なお、監督役員候補者田邊俊は、2020年4月30日をもって株式会社福岡リアルティのコンプライアンス評価委員を退任予定です。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2020年5月29日より2年間とします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2020年4月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
江口 彰 (1957年5月19日生)	1982年4月 株式会社奥村組入社 1989年3月 福岡地所株式会社入社 同社住宅事業部 2002年7月 同社建築部次長 2005年10月 同社建築部部長 2010年8月 同社執行役員 建築部担当 2012年6月 同社常務執行役員 建設部担当 2017年6月 株式会社福岡リアルティ入社 同社企画部長 2017年6月 同社専務取締役企画部長 (現職)

- ・補欠執行役員候補者江口彰は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの専務取締役企画部長を兼務しております。
- ・本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 11口 (2020年2月29日現在)

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第3号議案における監督役員の就任日である2020年5月29日より2年間とします。

補欠監督役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
三嶋良英 (1969年4月12日生)	1994年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年8月 アーサーアンダーセン宇野紘一税理士事務所(現 KPMG税理士法人)入所 1999年11月 山田&パートナーズ会計事務所(現 税理士法人山田&パートナーズ)入所 2000年5月 公認会計士登録 2007年5月 公認会計士三嶋良英事務所開設(現職) 2007年8月 税理士登録 2009年6月 株式会社ジャルコ監査役 2010年6月 同社取締役 2011年10月 JALCOホールディングス株式会社 取締役

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。

<参考事項>

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第18条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

第9回投資主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
TEL 092-282-1234
グランド・ハイアット・福岡
2階 サボイ



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。